

第 5 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第5回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月17日（金） 午後2時から午後2時44分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 17人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	11番	三浦宏和
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		
- 5 欠席農業委員

10番	伊藤洋文	12番	柴田ますみ
-----	------	-----	-------
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第23号 農用地利用集積計画の取消しに関する件
 - 第7 議案第24号 農用地利用集積計画（令和6年度第2号計画）に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主査	鈴木百愛
主任	佐藤知拡		
- 8 書記

主席主査	山本郷史
------	------
- 9 議事録署名委員

4番	白岩勝	5番	関正美
----	-----	----	-----

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和6年第5回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番伊藤洋文委員、12番柴田ますみ委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	<p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がございますので、4番白岩勝委員と5番関正美委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	<p>次に、会務報告2「秋田市農業再生協議会通常総会」および会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第97回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告2および3の報告】</p>
議長	次に、会務報告4「令和6年度秋田中央地区農業委員会会長会通常総会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告4の報告】

議 長	次に、会務報告5の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告10の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いいたします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告5から10までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
13番佐々木和昭委員	はい、議長。
議 長	13番佐々木委員、どうぞ。
13番佐々木和昭委員	13番佐々木です。4ページの番号12について、相続の手続きが終わったのか伺います。
事務局 (住谷副参事)	そのとおりです。
13番佐々木和昭委員	この農地は、現地の法人に耕作を依頼することになっていますが、その法人から、相続手続きが終わらないうちは受けないと聞いていたので、確認でした。
議 長	他にございますか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第4、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (稲葉副参事)	議案書1ページの2件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は譲受人の子であり、自己所有の農地の一部の処分を希望していましたが、当該農地を管理している譲受人である母が今後も利用を望んでいることから、当該農地を含む一部の農地を贈与することとしたものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号2。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子であり、同一の経営体として耕作を行っております。譲渡人の意向から、この度、贈与することとしたものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作

事務局 (稲葉副参事)	<p>業にかかる農業機械を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、番号1について、現地を調査した佐々木晃推進委員から報告を受けた3番鈴木昇委員から報告をお願いします。</p>
3番鈴木昇委員	<p>3番鈴木です。子から親への贈与ですが、子は旧秋田市内に在住で雄和には戻らないとのことで、家族間の事情があるようです。特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。</p>
7番加藤淳委員	<p>7番加藤です。5月2日、伊藤貞美推進委員から報告を受けました。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をいただければと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。</p>
一	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1。譲受人は[]外1名、譲渡人は[]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人は現在住んでいる場所が公衆用道路敷地に掛かることとなり、新たな居住地を探していましたが、かかりつけ医院や勤務地に近い等の点から、申請地を選定し転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外、農地</p>

事務局
(勝田主席主査)

区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金および借入金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年12月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。一体として利用する農地以外の土地はなし。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。

被害防除において、隣接に対する措置は緩衝地を設ける、建物の高さを加減する、排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。

現地は令和6年4月30日に確認しております。

次に番号2。借受人は[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人は、県が発注する災害関連緊急治山工事を受注しており、施工に必要な現場事務所等の用地を探していましたが、農地以外で適地がなかったことから、施工区の近接に位置する申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外、農地区区分は第2種農地です。一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年12月31日まで。他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はいずれもなし。

被害防除において、隣接に対する措置はなし、排水計画において汚水は仮設トイレ、生活雑排水は溜桧、雨水は自然流下です。

現地は令和6年5月1日に確認しております。

次に番号3。借受人は[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人は、県が発注する河川災害復旧工事を受注しており、施工に必要な現場事務所等の用地を探していましたが、農地以外で適地が無かったことから、施工区の近接に位置する申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内、農地区区分は農用地区域内農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年11月30日まで。他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はいずれもなし。

被害防除において、隣接に対する措置は防護ネットで申請地の周りを囲い込む、建物の高さを加減する。排水計画において汚水は仮設トイレ、生活雑排水は溜桧、雨水は自然流下です。

現地は令和6年5月1日に確認しております。

事務局 (勝田主席主査)	説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告していただきます。番号1について、現地を調査した、熊谷護推進委員から報告を受けた、6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員から連絡をもらい、その日に現地を確認しました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	次に、番号2および番号3について、現地を調査した、荻原豊推進委員から報告を受けた、14番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番加賀屋慎一委員	14番加賀屋です。5月1日荻原推進委員から連絡がありまして、現地の確認をした結果、問題ないという報告でありますので、よろしくご審議の方お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	意義なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第6、議案第23号、農用地利用集積計画の取消しに関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)	はじめに、農用地利用集積計画の取消しの概要について説明します。 こちらは、令和5年4月19日の総会で決定し、25日付け秋田市公告により定められた農用地利用集積計画について、当事者から解除の申出があったことから、集積計画の取消しの決定を求めようとするものです。 解除申出の事由については、金足東部ほ場整備実施に伴う、ほ場整備エリア内農地とエリア外農地の交換の取りやめによるものです。 それでは、議案について説明します。議案書の4ページをご覧ください。 番号1。公告年月日は令和5年4月25日、総会決定年月日は令和5年4月19日、案件番号は令和5年度第1号計画、所有権移転の番号1、取消し区分は全部取消し、買い手、売り手、土地の所在、地目、面積、現契約の所有権移転時期等、事由は議案書に記載のとおりです。 これを含む合計4件が、すべて全部取消しとなります。 説明は以上です。

議	長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農用地利用集積計画の取消しに関する件、4件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第23号、農用地利用集積計画の取消しに関する件、4件を原案のとおり決定することに決定いたします。 次に日程第7、議案第24号、農用地利用集積計画（令和6年度第2号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (山本主席主査)		<p>はじめに、所有権移転の4件について説明いたします。議案書は、8ページから14ページまでです。 番号1。受け手は[]。出し手は[]。土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計4件となっており、3件は売買、1件は贈与です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。 まず、農地中間管理事業以外の20件について、議案書は、15ページから28ページまでです。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 次に、農地中間管理事業の7件について、議案書は、29ページから39ページまでです。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 これら合計27件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第2号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員		はい、議長。
議	長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員		11番三浦です。8ページの[]について、嘱託登記なのでそんなに経費がかからないのかもしれないんですが、わざわざご夫婦で会社に所有権を移すというのは、例えば補助事業とか事情があるのか、聞いていただきたいと思います。

議	長	事務局、お願いします。
事務局 (山本主席主査)		■■■■の代表のお孫さんが役員になっており、将来、この方が代表になりやっていく予定とのこと。それに当たり、相続の関係が出てくるので会社に農地を移したい、と伺っております。
議	長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員		この場合、譲渡所得税は発生しないのですか。
議	長	事務局、お願いします。
事務局 (山本主席主査)		譲渡所得税は発生しますが、農業経営基盤強化促進法による農用地区域内農地の売買の場合は、控除があります。
議	長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員		わかりました。
議	長	他にございませんか。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、農用地利用集積計画（令和6年度第2号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
		（午後2時44分終了）